

施策のケーススタディ

1 対象施策例

パブリック・コメント手続をはじめとする参画と協働の個別施策のケーススタディ(対象例は下表参照)の実施を通じて、参画と協働施策の検証を行う。

【地域づくり活動を支援する施策】

| 施策例 | 課題等 |
|--------------------------------|---|
| 地域づくり活動登録(コホネット)の運用 | <ul style="list-style-type: none"> 登録のしやすさ、広報の方法 登録の活用実績、効果 等 |
| 地域づくり活動応援(パワーアップ)事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 企画提案による実施方法 支援事業の効果(地域への拡がり) 等 |
| 「子育て」地域協働プロジェクト 地域ぐるみ安全対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> 県民の主体性や地域特性を踏まえた実施方法 市町との役割分担、連携のあり方 等 |

【県行政への参画と協働を進める施策】

| 施策例 | 課題等 |
|--------------------------------------|---|
| パブリック・コメント手続の運用(次ページ参照) | <ul style="list-style-type: none"> 県議会への協議・説明方法 県民への周知方法 対象案件の選定(実施案件が多すぎる) 意見募集期間(概ね1ヶ月が適切か) 意見募集方法(フォーラム等の併用) 職員意識の向上 等 |
| 附属機関等の委員の公募の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 公募する基準 公募委員の活動実績(出席率等) 等 |
| コミュニケーション型県土づくり(県民参加による道づくり、川づくり等)事業 | <ul style="list-style-type: none"> 地域特性を踏まえた実施方法 等 |

2 県民意見提出手続（パブリック・コメント手続）の概要と課題

《制度の概要と実施状況》

1 趣旨

県行政の政策形成段階から県民の積極的な参画を促すとともに、従来から実施してきた附属機関等における専門的見地から審議を補完するため、生活者の視点に立った幅広い県民の意見を求め、提出された意見等を考慮して計画等を定めるとともに、意見等に対する県の対応を公表する一連の手続を適切に運用し、“県民とともに歩む参画と協働の県政”を推進する。（当該計画等に対する賛否を問うものではない。）

2 目的

県政運営における公正の確保と透明性の向上

県民に対する説明責任の向上

“県民とともに歩む県政”の推進

3 制度の概要

(1) 手続の対象事項

次の から に掲げる計画等の策定又は改廃に係る案のうち、県民生活に関わるものであって、事前に県民の意見を求める必要性の高いもの*について、県民意見提出手続を実施する。

* 県民の日常生活に影響を与えることが予想されるものであって、県民からの多様な意見の提出が期待できるものを指し、かつ、県全体若しくは県内の広域に効果や影響が及ぶようなもの

県行政の基本的事項を定める計画、方針等

* 県行政全体の方針を定めるもの、県行政各分野の施策展開の基本方針、その他の基本的な事項を定める県全域又は県内の複数の市町にわたるもの

【実施状況】3カ年合計：44件（県民政策6，企画管理6，健康生活12，産業労働5，農林水産3，県土整備5，企業庁1，病院1，教育2，総括2，淡路県民局1）

* 部局の区分は平成16年度体制に置き換えて集計、以下同様

| 年度 | 件数 | 主な実施例 |
|----|----|--|
| | 8 | 阪神・淡路震災復興最終3か年推進プログラム（仮称）案、ひょうご交流社会創造ビジョン（仮称）案 |
| | 21 | 行財政構造改革推進方策後期5か年の取り組み案、「地域づくり活動支援指針・県行政参画・協働推進計画」案 |
| | 15 | 兵庫県立大学中期計画（案）、「ひょうご経済・雇用再生加速プログラム（仮称）」中間報告 |

県行政の基本的事項を定める条例、又は県民生活に大きな影響を及ぼすこととなる義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例及び規則

* 県行政全般についての基本理念、基本方針等を定めるもの、広く一般に適用され、県民の権利を制限し、又は義務を課す条例のほか法令の規定に基づく委任を受け、県民に義務を課し又は権利を制限することを内容とする規則

【実施状況】3カ年合計：8件（県民政策1，健康生活4，県土整備2，警察1）

| 年度 | 件数 | 主な実施例 |
|----|----|---|
| | 6 | 県民の参画と協働の推進に関する条例（仮称）骨子案、環境の保全と創造に関する条例の一部改正骨子案 |
| | 1 | 兵庫県立自然公園特別地域内において集積等が規制される物の指定案 |
| | 1 | 大型店舗等の立地調整に関する条例（仮称）の基本的考え方（案） |

公用又は公共の用に供される施設の整備に当たって、その理念や機能等を定める基本構想等

* 庁舎等の一般の県民の来庁が想定される公用施設及びホール、会館、公園等の公の施設等

【実施状況】3カ年合計：35件（企画管理1，農林水産1，県土整備32，教育1）

| 年度 | 件数 | 主な実施例 |
|----|----|--|
| | 9 | 県立考古博物館（仮称）基本構想案、都志川水系河川整備計画案 |
| | 8 | 楽農生活実践農場（仮称）基本構想案、尼崎の森中央緑地基本計画案、野田川河川水系整備計画案 |
| | 18 | 千種川水系河川整備基本計画案、加古川総合庁舎・東播磨生活創造センター整備計画（案） |

附属機関等の審議により取りまとめる答申、報告等

* 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及び要綱等に基づき実施機関に設置する協議会、委員会等「附属機関等」の答申、報告等

【実施状況】3カ年合計：23件（県民政策7，企画管理3，健康生活6，産業労働1，農林水産2，県土整備4）

| 年度 | 件数 | 主な実施例 |
|----|----|---|
| | 8 | 県民生活審議会中間報告案、兵庫県本人確認情報保護審議会答申案 |
| | 8 | 個人情報の保護に関する条例改正についての第一次答申に係る中間とりまとめ、兵庫県農林水産政策審議会答申案 |
| | 7 | 「ひょうご経済・雇用再生加速プログラム（仮称）」中間報告、防犯まちづくり有識者懇話会報告案 |

その他制度の趣旨に照らし、実施機関が必要と認めるもの

【実施状況】（実績なし）

(2) 手続の対象とならない事項

県に裁量の余地がないもの
緊急性を要するもの
県民の安全や個人情報の保護に支障が生じるおそれがあるもの
軽微な内容変更であるもの

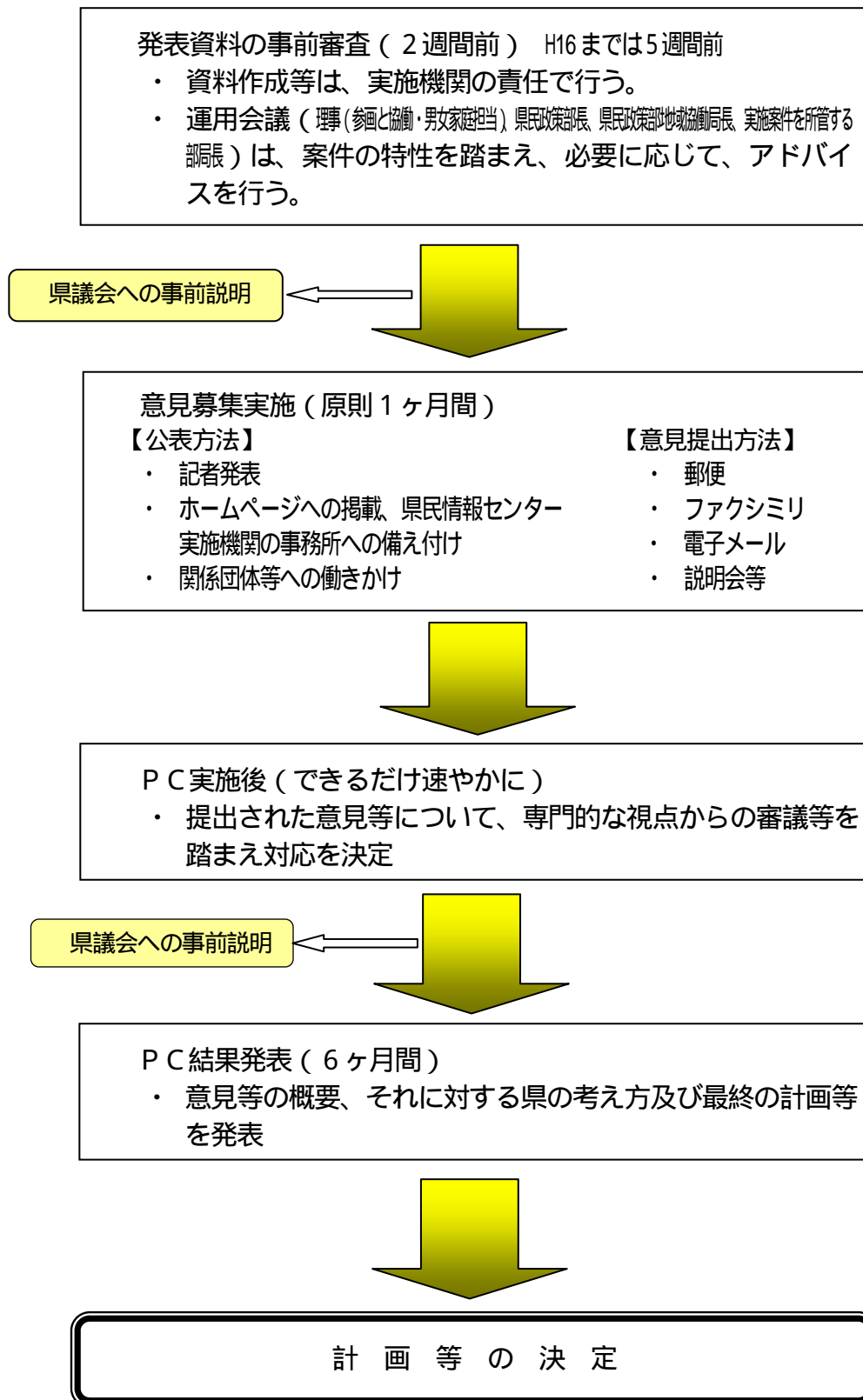
（その他下記に掲げるもの）

- ・ 計画等を具体化するための単年度の施策を記載した実施計画
（例：行財政構造改革実施計画等）
- ・ 事実認識、現状分析のみを示すもの
（例：統計書等）
- ・ 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
（例：県税条例、使用料等徴収条例等）

(3) 実施機関

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者

(4) 手続の主な流れ



4 実施状況

平成 14 年に要綱制定後、平成 14～16 年度合計で 110 案件(31、 38、 41)であり、約 5,500 人(については、意見集約が終わった 29 件)から合わせて、約 13,600 件の意見提出がありました。

1 件当りの平均提出意見数は、同 3 年間平均で約 140 件(約 280 件、 約 105 件、 約 38 件)となっています。平成 14、15 年度には、極めて多くの意見提出^{*1}があった案件があり、高い数値になっています。

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H14～H16 合計 |
|-----------|-------|-------|----------------------|------------|
| 実施案件数(件) | 31 | 38 | 41(29) ^{*2} | 110(98) |
| 意見提出人数(人) | 2,887 | 2,054 | 550 | 5,491 |
| 意見提出件数(件) | 8,562 | 3,985 | 1,091 | 13,638 |
| 平均意見人数(人) | 93.1 | 54.1 | 19.0 | 56.0 |
| 平均意見件数(件) | 276.2 | 104.9 | 37.6 | 139.2 |

* 1 極めて多数の意見が提出された案件例
環境の保全と創造に関する条例の一部改正(自動車NOx・PM 対策地域における自動車の運行規制)骨子案
 行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取り組み(案)

| | |
|----------|----------|
| (意見提出人数) | (意見提出件数) |
| 1,975 | 6,078 |
| 688 | 762 |

* 2 平成 16 年度の意見提出件数等については、意見集約の終了した案件(29 件)の数値である。

5 国・他府県のパブリック・コメントの状況

(1) 国の状況

平成 11 年 3 月、「規制の設定又は改廃に関する意見提出手続」が閣議決定され、これに基づき、パブリック・コメントが実施されてきた。

平成 17 年 3 月には、政省令等を定めるにあたり、30 日以上意見公募手続の実施を義務づけることを内容とする「行政手続法の一部を改正する法律案」が、今通常国会に提出され、現在、審議中である。

(2) 他府県の状況

内閣府の調査(平成 16 年 4 月末)によると、パブリック・コメント手続制度を定めているのは 40 団体となっている。

6 課題例

(1) 県民への制度の趣旨の周知

・意見提出とともに、案の段階で県民に発表することに意義があるという趣旨が周知されていない。

(2) 対象案件の基準

・対象案件の基準が広く(実施案件が多く)ないか。

(3) 意見募集期間

・原則 1 ヶ月で適切か。柔軟な期間設定が必要ではないか。

(4) 意見募集の広報

(5) 意見提出方法

(6) 提出意見への対応

(7) 職員の問題意識

(8) パブリック・コメントの評価基準

・パブリック・コメントの効果は何で測定するのか。